

中小企業経営セミナー

参加無料!

今年10月25日から、滋賀県の最低賃金は時間額730円に引き上げられ、さらに産業別の最低賃金も引き上げられる予定です。最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業では、それに対応するために生産性の向上、業務効率化等の経営改善を図ることが重要な課題となります。そこでこの度、中小企業労務管理相談センターでは、自社の強みを活かしていかに利益を上げるか、また有期雇用者に関する法改正にいかに対応するかについて、下記のとおりセミナーを開催いたします。

■開催日時

平成25年11月14日(木)
13:30~16:30

■開催場所

草津エストピアホテル 2F 瑞祥の間
(JR草津駅より徒歩5分)

■主催

滋賀県社会保険労務士会

■後援

滋賀労働局

第1部

【テーマ】

「利益を上げるヒントは身近にある」

～自社の強みを活かした支援現場の事例から～

【講師】

滋賀県中小企業団体中央会

指導課課長補佐／中嶋 和繁 氏

第2部

【テーマ】

「有期雇用者の労務管理」

～改正労働契約法への現実的対応策～

(5年超の無期転換、雇止め、正社員との労働条件格差等)

【講師】

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

弁護士／白石 浩亮 氏

セミナー
問い合わせ

中小企業労務管理相談センター TEL 077-526-3760

大津市打出浜 コラボしが21
(滋賀県社会保険労務士会内)

無料
相談

中小企業労務管理相談センターは、滋賀労働局から委託を受け、中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面から専門家による無料相談を行っています。■平成26年3月末まで(土日祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

場所／ 滋賀県社会保険労務士会内(大津市打出浜2-1 コラボしが21 6F) TEL 077-526-3760

セミナー参加申込書

申し込み先: 中小企業労務管理相談センター

FAX 077-526-1800

【申込期限/10月31日(木)】

会社名			
部署		役職	
氏名 (複数可)			
連絡先			

※ 参加申込書に必要事項を記入の上、FAXで上記宛にお申し込みください。定員(120名)になり次第締め切らせていただきます。(申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へ直接お越しください。)

※ お申し込みの際にいただいた個人情報は、本セミナーの管理運営のみに使用し、セミナー終了後速やかに廃棄します。